



函館市議会議員 無所属 荒木あけみ ニュースレター

第6号 / 2016年1月10日 / 発行責任者 荒木明美

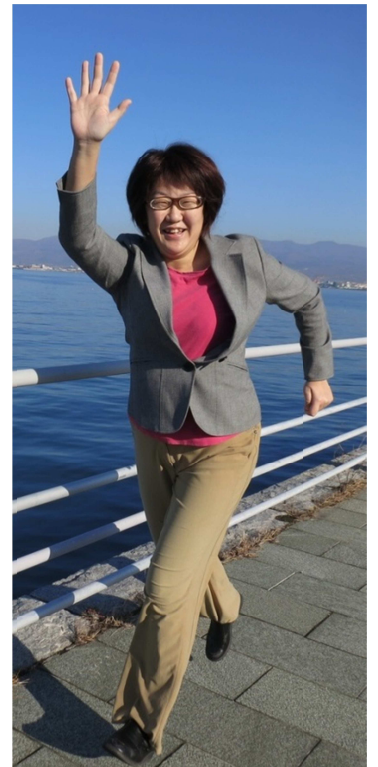
2016年、元気に始動！

荒木あけみ、函館市議になって9か月目に入りました。おかげさまをもちまして、日々市民の皆様の声を届けるべく、議員活動に邁進しております。この間、3回の市議会定例会を経験しました。一般質問では、毎回最後の質問となりますが（会派に入らない無所属のため）、3回とも60分の質問時間をめいっぱい使っています。

なお、議員になると公職選挙法により年賀状、寒中見舞等のあいさつ状を出すことが禁じられます。それにより荒木あけみから皆様へ新年のご挨拶をお送りできませんこと、ご理解いただけますようお願い申し上げます。但し、頂いた年賀状に対して自筆で答礼することは禁じられておりませんので、頂戴した場合は、一枚ずつ直筆で返信させていただきます。

ニュースレター第4号には次のように記載しました。
「選挙後には、ご支援くださった皆様に対して、お礼のご挨拶をしたかったのですが、公職選挙法ではこれらのあいさつ行為に制限があるため、皆様へ訪問してお礼を述べることはできませんでした。」
法律上はさまざまな規制がありますが、公正に活動してまいります。

今年の5月から議員2年目に入ります。投票いただいた方々に、荒木あけみに投じて良かったと感じていただける仕事を、これからの3年半もコツコツと積み重ねて参ります。函館市がこれから先もずっと“生き残る街”になるよう、皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、ご支援よろしくお願いたします！



ご参考までに



公職選挙法 第147条の2 「あいさつ状の禁止」

公職の候補者又は公職の候補者となる者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、**年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状**その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。

冬の風物詩（正月飾り）



荒木あけみは、大門（松風町）で生まれ育ち、現在も住んでいます。幼い頃は、12月といえば都心商店街の福引所が建てられ、クリスマスが過ぎると、正月飾りの店が家の前からずらっと並びました。ピンクの多いまゆ玉がゆらゆら揺れる様子は、荒木あけみの原風景になっています。



まゆ玉が折れないようにそっと車へ
しまう人、しめ縄の橙を選ぶ人。
年の瀬の景色。

時代を経て、福引所はなくなり、正月飾りの店は2軒になりました。また、「後継者がいないから廃業。」昨年だけでも何軒の商店の方から聞いたことでしょうか。生活習慣や嗜好の変化は止められません、函館の宝であるモノ・技がうまく継承できる術はないか、と感じます。



年々人口減少が進む函館。行く末を見据えたこの街の舵取りが重要であることは言うまでもありません。

荒木あけみ 市議会 三回目の質問

12月15日(火)13:00~14:00 荒木あけみは、第四回函館市議会定例会で三度目の一般質問をしました。通告時間は60分。大綱4点について質問しました。詳細な発言内容は、函館市議会会議録検索システムで後日読むことができます(URLは下記)。それに先立ち、当日のやりとりを以下にまとめました。<http://www.kaigiroku.net/kensaku/hakodate/hakodate.html>



大綱 1 《ICT(情報通信技術)利活用について》

(1)ビッグデータ、オープンデータ

Q(荒木あけみの質問) 全国的に広がっているオープンデータについて、市の捉え方、活用の仕方はどう考えているか。

A(市の答弁) 公共データを二次利用可能なデータとすることで、民間市場における様々なビジネス創出や行政運営の透明性や信頼性向上、市民協働や市民参加の促進につながると認識している。本年3月に「函館市オープンデータ推進方針」を策定、行政情報のオープンデータ化を進めているところ。(以下、総務部)

Q オープンデータを推進するための方針について具体的な内容を知りたい。

A 市のインターネット上のデータは、二次/三次的利用において、国際的な規格表示である「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」に基づく、二次利用の自由の明示を行うこと。利用者の利便性や汎用性を高めるため、広く機械判読に適したデータ形式による提供に努めることとし、推進のための行程を示しながら、現在オープンデータ化を進めている。

Q 現在、どのようなものがオープンデータ化されているか。

A 市のホームページ上で公開しているうち、市政はこだてのPDF版の二次利用明示をしている。市の統計情報等多くの資料はエクセルファイルやPDF形式で公開しているが、二次利用の明示はしていない。今後、利用条件を明示すると共に活用しやすいデータ形式での公開に努めたい。

Q オープンデータ化するデータには、具体的な判断基準や効果測定方法の明確化が必要と考えるが、市としてはどのように考えるか。

A オープンデータ化は、各部署で取り組んでいるものの、現時点では順調に進んでいる状況にはない。今後、ホームページ上のデータ情報を把握した上で、できるだけ早期にオープンデータ化が図られるよう取り組む。オープンデータの効果測定は、現在市の公式ホームページでページごとの閲覧数、どのような経路で閲覧しているかといった情報を分析することが可能。こうした機能やツイート機能による利用者の反応等が参考になると考える。

Q ビッグデータについての捉え方、活用の仕方を伺う。

A ビッグデータとは、世の中に存在する多種多量の情報で、行政や企業が保有するデータの他、個人の行動等にまつわる記録がデータ化されたものなどを指す。国はビッグデータの利活用で付加価値を生み出す新事業・新サービスの創出が見込まれるとして推進に取り組んでいる。市でも、各種施策の展開上効果的な事業の立案、評価で様々なデータを利活用することはより重要性が増すと考える。活用例は、本年4月内閣官房及び経産省がビッグデータをもとに地域経済の状況を地図やグラフ等の形で示した地域経済分析システム、RESAS(リーサス)の提供を開始したことから函館市人口ビジョンの策定でこのデータを活用した。

Q 函館市人口ビジョンでのRESAS活用方法を知りたい。

A RESASは、地域経済に関わるビッグデータを収集し、そのデータを地図やグラフ等で見える化するシステム。地方自

治体が地域の現状や実態を把握し、地域の特性に応じた施策立案とその実行が可能となるよう国が構築したもの。RESASの提供データは産業、農業、観光、人口、及び自治体比較の5項目。10月に策定した函館市人口ビジョンでは、人口減少の現状と要因分析や人口推計を行う際の活用と共に転出入の状況や年齢階級別の純移動の状況を視覚的に捉えることができるようRESASで表示される地図やグラフを掲載した。(以下、企画部)

Q RESASを操作し、分析ツールとして活用した感想を伺う。

A RESASは、専門的な知識や専用のソフトがなくても分野ごと、市区町村ごとの様々なデータを検索・抽出し、利用できるもの。各種データの分析にかかった時間や労力が大幅に短縮できると共に、データが地図上で表示、自動でグラフが表示されることにより地域における傾向や課題に気づきかけとなる等、多くの利点があると感じている。

Q 経済部でのビッグデータの活用はどのようになっているのか、また今後どのように取り組んでいくつもりか。

A 経済分野で使用可能なビッグデータの活用ツールはRESAS。現在経済部内で活用可能なデータや機能の把握に努めている。RESASのメニューの一つである産業マップには、経済センサスや民間企業提供の企業間取引情報をベースとして自治体における産業構造や自治体の産業・企業が他のどの自治体の産業・企業と取引関係を持っているかを可視化等、多様な分析機能がある。今後はRESASに加え、他にビッグデータにどのようなものがあるかも含め、経済施策の立案にどう活用できるかを検討していく。(経済部)

Q 同様に、観光部におけるビッグデータの活用の現状と、今後の取り組みについて伺う。

A 観光部でも、RESASの活用可能なデータやその機能の把握を行っているところ。メニューの一つである「観光マップ」では、携帯電話の位置情報をもとに各都道府県や市町村でいつ、どこに、どれだけの人々が集中しているかを見ることで、人気のスポットやどの地域から人が来ているか等を把握することができる。今後は、このRESASについてどのように観光振興施策に活用できるかを検討していく。(観光部)

Q オープンデータ・ビッグデータを含めた大きな概念のICTの利活用という観点で伺う。ICT技術の発展を背景に、市ではどのような情報化施策に取り組んでいるか。

A 各種の情報化施策に取り組んでいる。具体例では、教育分野では学校において子どもたちに情報活用能力を身につけさせる教育をはじめ、電子黒板や実物投影機などのICT機器を活用した授業に取り組んでいる。他、昨年度はタブレットを活用した公開授業を実施、順次小中学校の授業用パソコンのタブレット化を進めている。観光分野では外国人観光客受け入れ環境の向上に向け、本年度からWiFi環境の整備に取り組んでいる他、中心市街地での回遊性を高めるため、乗り換え案内情報等をスマホなどで利用できるアプリケーションを開発。さらに地域のIT産業の振興や人材育成のためのこだてディベロッパークンファレンスの開催、IT企業誘致やIT技術者人材育成のための補助金を創設するなど、官民における地域の情報化に向けた取り組みを進めている。(以下、総務部)

Q ICTを利用する市職員のスキルアップについて何う。市職員が利用しているICT技術は多岐にわたっているが、これまで市職員に対してどのような取り組みを行ってきたか。

A 職員は職務上必要なパソコン操作等の能力を一定程度有している。さらにICTの活用能力向上のため、新入職員に最新技術動向や注意点について研修を行っている。全職員にはサイバー攻撃の被害に遭わないための電子メールの取り扱いやWEBサイト閲覧時の注意事項等、具体的な対処方法の周知を図ってきた。オープンデータについてはその必要性や手法について全部局を対象とした説明会を本年3月に開催等、職員のICT技術向上に努めている。

Q ICT政策を統括し推進していくには、市の中で先頭に立って情報を収集し、市内の組織を横串で貫くような組織横断的な専門部署を設置する必要があるのではないか。

A ICT施策の推進は各担当部局で様々なニーズを捉え、実施している状況にある。しかし、ICT技術が年々高度化・多様化している中、その効果的な利活用を図るためには国の動向なども見据えると共に総合的な視点での検討・調整が必要。今後ICTに関わる施策の推進では、企画部と連携し総合的な視点での調整を図りながら取り組みたい。

大綱2 《観光振興について》

(1) 現施策の実状

Q 函館駅の観光案内所の冬季(11~3月)営業時間は9~17時。4~10月と同様に19時まで開いてはどうか。

A 函館来訪の観光客に観光スポットや移動手段等の情報提供を行うため、函館駅観光案内所と元町観光案内所を設置した。来年3月の新幹線開業により観光案内所を利用する観光客の増加も見込まれることから、函館駅観光案内所の開所時間を延長することを検討している。(以下、観光部)

Q 電動レンタサイクル「はこりん」の現状と、今後、貸出・返却場所の増加等の規模拡大を考えているかについて何う。

A 北海道新幹線新函館開業対策推進機構で平成22年度から、函館の移動・観光の足として電動レンタサイクルはこりんを実施。今年度は、4/11~11/23の間、貸出・返却場所3か所と電動アシスト付自転車14台で実施。利用件数1701件、稼働率53.5%。規模拡大は本事業の採算性や観光客の声なども踏まえ検討していく。

(2) 日本版DMO

Q 日本版DMOについて、市の認識を何う。

A DMOは、地域全体の観光マネジメントを一体化した着地型観光の基盤となる組織。日本版DMOは、観光地づくりの舵取り役として、行政や商工業、交通事業、宿泊・飲食業等や地域住民等の多様な関係者と協同し、データ収集や分析、戦略の策定、地域資源を組み合わせたブランドづくりやプロモーション、観光に関するあらゆる調整を包括的に行う法人と認識している。

Q 市として、日本版DMOを形成することを考えていないか。

A 本市は地域の観光振興を図るために、市や函館国際観光コンベンション協会、函館商工会議所が中心となり、各種団体や事業者等と連携を取りながら誘客の各種プロモーションや観光客の受け入れ等に取り組んでいる。日本版DMOについては、他都市の事例などを踏まえて調査研究したい。

大綱3 《高齢者交通料金助成事業について》

Q 制度導入から3年経過。今年の秋頃に検証結果が出ると以前の議会で答弁された。検証の進捗状況を何う。

A 高齢者交通料金助成制度に関する平成24年度から3年間の検証の進捗状況については、現在最終調整の段階にある。(以下、保健福祉部)

Q 高齢者交通料金助成事業は、高齢者福祉サービス、生きがいづくり・社会参加の促進のためのサービスの一つとされている。乗車カードは函館市内での乗降に限り利用できるとあるが、なぜ市外では利用できないのか。

A 高齢者交通料金助成制度は、函館市内の高齢者の外出を支援し、社会的・文化的活動などの社会参加を図るとともに、健康の保持および生活の質の向上に資することを目的とするもの。その活動等による効果は函館市内に波及してほしいとの考えから、函館市内での乗り降りに限定している。

大綱4 《市内小中学校の統廃合について》

Q 学校統廃合による校内備品(机やイス、実験用具、体育用具、ピアノ、パソコン等)の行き場について何う。これまで、市内で廃校となった学校で使用なくなったこれらの備品や学校図書は、どのように扱われてきたのか。

A 廃校となる学校の備品及び学校図書などの物品の取扱いは、引き続き他の学校や施設において活用することができる物品は保管先を変更した上で有効活用を図り、摩耗や損傷が著しいなど使用に耐えない物品は、所定の手続きを経て廃棄処分としてきた。(以下、教育委員会)

Q 他校では既にあるため不要といわれたもので、それが摩耗も損傷がないようなものについては、どうされてきたか。

A 廃校時に発生する不要備品等は、机・イスなどその多くは統合後の学校に移管し、引き続き使用することになるが、使用可能な備品等でも学校に複数必要のないものや、他校、他施設で使用するあてのないものがある。そのような備品等は、売却可能なものは売却した上で、売却が困難なものについては基本的には廃棄をすることとなる。

Q 学校で不要となったもののうち、他の学校等で使うアテがなく壊れてもいないようなものは、地域の人や卒業生といった一般の人へ譲渡することはできないのか。

A 物品は財産条例や会計規則に則り管理を行っている。条例上、物品の譲渡は公益上の必要に基づく場合と定めており、広く一般市民へ譲渡することは難しいが、今後、他都市の事例も含め調査・検討したい。

Q 学校の文書保存の規定はどのようになっているのか。

A 学校で備えるべき表簿は、学校教育法施行規則規定の他、函館市立学校管理規則に定めている。主な表簿の保存期間は、学校沿革誌、卒業証書等の台帳、職員人事記録簿は永久保存、指導要録及び写しのうち入学や卒業等の学籍に関する記録は20年間、職員名簿や出勤簿、生徒の出席簿や健康診断の記録等は5年間。物品購入にかかる伝票等は市の規定に基づき対応している。

Q 公文書ではないものの、統廃合により廃校となった学校自体の歴史的資料はどのように保存しているのか。

A 統合準備委員会等で保存する資料の選別等を行い、統合先の学校において保存している。資料の管理方法は、資料室に保管の他、資料展示室といったスペースを設け、来校者が自由に見学できる等、学校毎に対応している。

Q 統廃合が進むにつれて、複数校の歴史を背負った学校同士の統合が増える。学校の歴史的資料の保存について教育委員会においてルールを作り、管理・保存してはどうか。

A 公文書以外の学校の歴史的資料は、卒業文集/アルバム、周年記念誌、校旗等の他、学校により様々な種類がある。その数も学校で異なる。保存は、基本は各学校に委ねられているが、今後学校再編が進むことで、学校の歴史的資料の増加が考えられるため、保存する資料の選択や保存方法等について統合準備委員会とも連携しながら検討したい。

今回は20名が傍聴されました。ぜひ議会傍聴にお越しください！荒木あけみ、次は3月に質問に立ちます。

荒木あけみ 写真で見る活動記録



元台湾行政院原住民
委員長ご夫妻と



公共行政のアップデートご夫妻と



台湾原住民族との函館交流会
シンポジウム (10/18)



第二回議員活動報告会
(10/25)



経済建設委員会行政視察
【鳥取県鳥取市、島根県松江市】
(11/11-13)



第四回定例会
一般質問を終えて
(12/15)



道南地区森林・林業・林産業活性化推進
議員連盟連絡会 研修会(11/9)



北海道女性議員協議会総会、研修会
(11/21-22)



いじめ等の問題について考える集会(12/18)



五稜星の夢 受付(11/28)



荒木あけみと語る会(議員活動報告会)

日時：1月31日(日) 10:30~12:00

場所：本通中央会館(函館市本通2丁目38-17)

テーマ：12月議会の報告、2月議会に向けて

※無料、申込不要、入退室自由です！ざっくばらんに話ができる場ですので、お気軽にお出かけください。



最後までお読みくださり、ありがとうございます。
ニュースレターは、議会定例会終了後に作成し、年4回発行予定です。
そのうち、年2回は郵送、残る2回は希望される方へお届けします。

荒木あけみ後援会は、ニュースレターの封入・封緘作業等、ボランティアの方々に支えられて活動しております。発送作業や事務作業などお手伝いいただける方は、**梓下の連絡先までお知らせください。**1~2時間のお手伝い、自宅での作業など色々な関わり方があります。どうぞよろしくお願いいたします！

未来へつなく荒木あけみネット(荒木あけみ後援会) 後援会長 沖田青穂

〒040-0035 函館市松風町17-10 tel/fax 0138(76)3321

メールアドレス araki.akemi@gmail.com 荒木あけみホームページ：<http://www.arakiakemi.jp/>

未来へつなく荒木あけみネット facebook ページ：<https://www.facebook.com/ARAKIAKEMInet>

